

葛飾区子どもの権利擁護事業

1 対象

- (1) 区内在住、在学、在勤の 18 歳未満の子ども
- (2) 葛飾区児童相談所の被措置児童等
(一時保護所入所中、区外施設入所中、区外里親委託中の児童を含む)

2 受付方法

- (1) 子どもの権利擁護専用電話（フリーダイヤル）
受付時間は平日 9 時から 17 時（祝休日、年末年始は除く。）
- (2) メール
- (3) インターネットを利用した入力フォーム（区公式ホームページに掲載）
- (4) はがき
被措置児童に配付する「子どもの権利ノート」に個人情報保護シールと併せて添付している。切手を貼らずに送付することができる。
- (5) 意見用紙
葛飾区児童相談所一時保護所内に設置された意見箱に投函する。

3 運営体制

- (1) 意見表明支援員（アドボケイト）
配置数：3名
選任要件：社会福祉士又は児童福祉に関する相談業務等の実務経験を有する者
活動内容：子どもの意見表明を支援、代弁する。
児童福祉審議会での審議結果や関係機関の対応結果を子どもにフィードバックする。
- (2) 権利擁護調査員
配置数：3名
選任要件：弁護士
活動内容：公正中立な立場から、権利侵害の事実関係の調査を行う。
相談内容を把握するため、子ども及び意見表明支援員への面談、並びに関係機関への調査又は照会を行う。

(参考) 葛飾区児童福祉審議会権利擁護部会（児童福祉審議会に常設される部会）
意見表明支援員及び権利擁護調査員の報告内容に基づき審議を行い、必要に応じて関係機関に対し意見具申（助言・勧告）を行う。

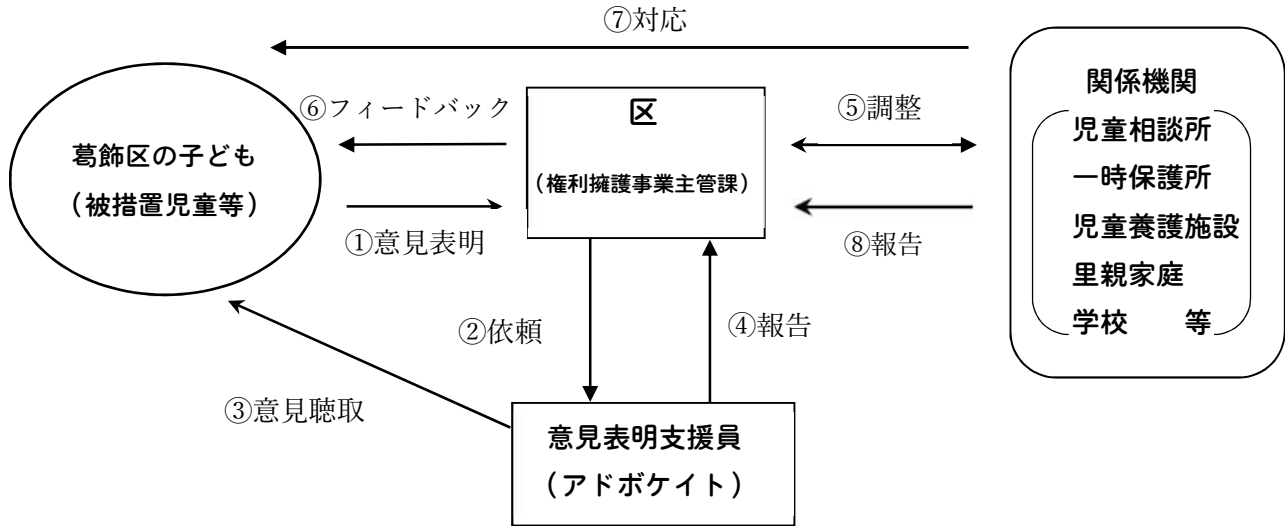
4 相談実績

受付方法	相談数（延べ数）
子どもの権利擁護専用電話	0件
メール	0件
インターネットを利用した入力フォーム	0件
はがき	1件
意見用紙	7件

※対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日

<対応フロー図>

【調査審議を必要としない場合】



【調査審議が必要な場合】

